## シニアネット仙台プライバシーポリシー

NPO法人シニアのための市民ネットワーク仙台(以下、「当法人」という。)が業務の中で 取得する会員又は非会員の個人情報の取扱いについて、以下のとおりプライバシーポリシー(以 下、「本ポリシー」という。)を定める。

(用語の定義)

第1条 「個人情報」とは、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)(以下、「法」という。)にいう「個人情報」を指すものとし、生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、緊急連絡先により特定の個人を識別できる情報をいう。「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

(個人情報の収集)

- 第2条 当法人は、取得目的を明確にした上で、目的の範囲内に限り、個人情報を取得する。 (個人情報を収集・利用する目的)
- 第3条 当法人が個人情報を収集・利用する目的は、次の各号に掲げるとおりとする。
  - (1) 当法人における事業活動における連絡全般及び情報提供
  - (2) 当法人の事業活動等に関する問い合わせ、苦情及び相談などに関する連絡
  - (3)会員証、年会費請求書及び領収書の送付
  - (4)アンケート調査などの調査依頼及び調査票の送付

(利用目的の変更)

第4条 前条で明示した目的の範囲を超えて個人情報を利用する必要が生じた場合には、事前に本人にその目的を連絡して、同意を得た上で利用する。

(個人情報の第三者提供)

- 第5条 当法人は、次の各号に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ることなく個 人情報を第三者に提供しない。
  - (1) あらかじめ本人の同意を得ている場合
  - (2) 法令に基づいて提供を求められた場合
  - (3)人の生命・身体又は財産の保護のために必要である場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合
  - (4) 統計的なデータなど、本人を識別することができない状態で、開示・提供する場合
  - (5)国又は地方公共団体等が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(統計処理されたデータの利用)

第6条 当法人は、提供を受けた個人情報をもとに、個人を特定できないように加工した統計データを作成する場合において、当該データについては、何ら制限なく利用することができるものとする。

(個人情報の管理)

- 第7条 当法人は、個人情報の正確性及び最新性を保ち、安全に管理するとともに個人情報の紛失、改ざん、漏えいなどを防止するために、必要かつ適正な措置を講じる。また、利用する必要がなくなった個人情報のデータについては、電子データの消去又は印刷データの裁断機での処分を行う。
- 2 当法人は、個人情報を取り扱うスタッフに対して、適正な取扱いを周知徹底するとともに、 必要な研修を行う。

(個人情報の開示・訂正・削除又は利用停止)

- 第8条 当法人において保有する個人情報については、保有する個人データの本人からの開示・ 訂正・削除等の請求については、次の各項に定めるとおり対応する。
- 2 当法人は、本人から法の定めに基づき個人情報の開示を求められた場合、本人からの請求であることを確認の上で、本人に対し、遅滞なく開示を行う(当該個人情報が存在しないときにはその旨を通知する。)。ただし、法その他の法令により、当法人が義務を負わない場合は、この限りでない。
- 3 当法人は、本人から、①個人情報が真実でないという理由によって法の定めに基づきその内容の訂正を求められた場合、及び②あらかじめ公表された利用目的を超えて取り扱われているという理由又は偽りその他不正の手段により収集されたものであるという理由により、法の定めに基づきその内容の訂正又は利用の停止を求められた場合には、本人からの請求であることを確認の上、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、個人情報の内容を訂正又は利用停止を行い、その旨を本人に通知する。また、訂正又は利用停止を行わない旨の決定をしたときにおいても、その旨を通知する。
- 4 当法人は、本人から同人の個人情報について消去を求められた場合、当法人が当該請求に応じる必要があると判断した場合は、本人からの請求であることを確認の上で、個人情報の消去を行い、その旨を本人に通知する。
- 5 法その他の法令により、当法人が訂正等又は利用停止等の義務を負わない場合は、本条第2 項から第4項までの規定は適用されない。

(プライバシーポリシーの変更)

- 第9条 当法人は、必要に応じて本ポリシーを変更することがある。
- 2 当法人は、本ポリシーを変更する場合は、変更後の本ポリシーの施行時期及び内容を当法人 のホームページ及び施設内の掲示により周知する。

(問い合わせ窓口)

第10条 本ポリシーに関する問い合わせ先は、当法人事務局とする。

(改廃)

第11条 本ポリシーの改廃は、理事会の議決による。

附 則

1 本ポリシーは、令和6年4月19日から施行する。(令和6年4月19日理事会議決)